

法令名	環境影響評価法 (平成9. 6. 13 法律 第 81 号 改正 平成26. 5. 21 法律 第 39 号)
	徳島県環境影響評価条例 (平成12. 3. 28 徳島県条例第26号 改正 平成27. 6. 1 徳島県条例第15号)

制度の趣旨 環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者自らが、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、住民、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作成していくことを目的とする制度です。

対象事業 環境影響評価対象事業（法第2条、条例第2条）の規模一覧

	法第1種事業	法第2種事業	条例第1種事業	条例第2種事業
1 道路				
高速道路	すべて			
一般国道	10Km以上(4輦以上)	7.5Km以上	7.5Km以上(4輦以上)	5~7.5Km
県道、市町村道等			7.5Km以上	5~7.5Km
大規模林道	20Km以上(輦6.5m以上)	15Km以上	15Km以上(輦6.5m以上)	10~15Km
農業用道路			15Km以上	10~15Km
2 河川				
ダム	湛水面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
堰	湛水面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
放水路	改変面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
3 鉄道				
普通鉄道	10Km以上	7.5Km以上	7.5Km以上	5~7.5Km
軌道(普通鉄道相当)	10Km以上	7.5Km以上	7.5Km以上	5~7.5Km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	1,875m以上	1,875m以上	1,250~1,875m
5 発電所				
水力発電所	出力3万Kw以上	2.25万Kw以上	2.25万Kw以上	1.5万~2.25万Kw
火力発電所(地熱以外)	出力15万Kw以上	11.25万Kw以上	11.25万Kw以上	7.5万~11.25万Kw
火力発電所	出力1万Kw以上	7,500Kw以上	7,500Kw以上	5,000~7,500Kw
原子力発電所	すべて			
風力発電所	出力1万Kw以上	7,500Kw以上	7,500Kw以上	5,000~7,500Kw
6 廃棄物処理施設				
一般廃棄物焼却施設			150t/日以上	100~150t/日
産業廃棄物焼却施設			150t/日以上	100~150t/日
し尿処理施設			150kl/日以上	100~150kl/日
廃棄物処分場	30ha以上	25ha以上	25ha以上	15~25ha
7 公有水面の埋立て及び干拓	50ha超	40ha以上	40ha超	25~40ha
8 十地区画整理事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
9 新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
10 工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上	70ha以上	35~70ha
11 新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
12 流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
13 住宅団地の造成事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50~75ha
14 工場・事業場			敷地面積10万m ² /時以上 排水量10000m ³ /日以上	5~10万m ² /時 5000~10000m ³
15 下水道終末処理場			処理計画人口10万人以上	5~10万人
16 岩石又は砂利の採取			50ha以上	25~50ha
17 レクリエーション施設				
第二種特定工作物(造成面積)			50ha以上	25~50ha
自然公園(造成面積)			50ha以上	25~50ha
都市公園(施行区域)			75ha以上	50~75ha
18 農用地の造成事業			75ha以上	50~75ha
19 畜産施設の設置(造成面積)			50ha以上	25~50ha
20 複合事業				
8~13及び16~19のいずれか2以上の事業が併せて1の事業として行われるもの			第1種事業の規模要件の最小面積で除した商の和が1以上となるもの	第2種事業の規模要件の最小面積で除した商の和が1以上となるもの

※第1種事業：規模が大きく、必ず環境アセスメントを行う事業

第2種事業：第一種事業に準ずる規模を有し、環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業

手続	別紙のとおり
照会先	県民環境部環境管理課(088-621-2294)